

【新刊書籍】『行政手続と自治体法務一法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する』発刊！

自治体の行政手続法、特別法、行政手続条例の理念・制度趣旨から実勢の運用までおさえた決定版。

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『行政手続と自治体法務一法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する』を2023年12月21日に発刊しました。



男 法規

表紙

▼詳細・試し読み・購入はこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104802.html?utm_source=prtimes

▼amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/fTc2KsT>

▼楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17687358/>

▼紀伊国屋WEB STOREでの購入はこちら

<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784474093775>

行政手続は、それぞれの行政活動（行政作用ともいう）ごとに存在し、その手続きは複雑でわかりづらいものです。それは、行政処分だけではなく、行政立法、行政計画、行政契約、行政指導など、行政のあらゆる活動に関係しているためです。そこで、全国の自治体で適正手続の考え方が浸透していく一助となることを目指し、行政手続のポイントを一冊にまとめました。

● 本書の特色

- ・公正・透明な行政手続の実現のために注意すべきポイントや手続の改善方法等について、質疑・応答等を交え裁判例などを素材としながら紹介。
- ・自治体研修や講演などで得られた自治体職員の具体的な悩みをもとに解説しているため、現場で活用できる情報が満載。
- ・行政手続制度の理解に不安を感じている担当、全庁的に適正手続の意義について啓発し、各課にも審査基準や処分基準といった行政手続の基本を理解して欲しいと考える総務・文書・法務担当必読。

2

実体規定と手続規定の相違

行政処分について定める法律の条文のことを、実体規定と呼ぶ。実体規定は、要件規定と効果規定へと分かれる。「**行政府は、④のときは⑤をすることができ**」という具合である。このときの④を要件規定、⑤を効果規定と呼ぶ。抽象的に説明してもピンとこないと思われるので、皆さんが最も恐れる職員の懲戒処分(地方公務員法29条1項)の規定を例に、説明を加える。自分が行政処分を受ける側ではなく、その相手の側になってみるのが、行政処分の「取扱い注意」であるゆえんを最もよく理解できるからである。

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)
(懲戒)
第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規程若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
2~4 略

地方公務員法29条1項では、行政府に関する言及がない。ここには任命権者(同法6条1項)が入る。多くの場合、任命権者は長であるから、「長は、④職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、⑤懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる」と読

めばよい。

要件規定(④)に該当するのは、地方公務員法29条1項1号~3号の規定に該当する場合であり、法令・条例違反(同項1号)、職務義務違反・懈怠(同項2号)、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(同項3号)へと分かれる。このように、懲戒処分のような不利益処分の根拠であれば、④には相手方が何か悪いことをした事由(原因事実=第3章110頁)が書き込まれている。最も争いになりやすいのは2号該当性であり、昔ならばリボン闘争を行った労働組合員が「職務を怠つた」といえるのか(大政高判昭和51年1月30日判時804号3頁)、最近だと教職員が卒業式で国歌を斉唱しないことが「職務上の義務に違反し」といえるのか(最判平成24年2月9日民集66巻2号183頁)といったことが激しく争われる。

次に効果規定(⑤)については、戒告、減給、停職又は免職というように、相手方と与える制約的な処分として、いくつかの選択肢(オプション、メニュー)が示されている。このとき、④の要件が満たされていないのに⑤の処分を行うことが許されないのは、すぐに理解できることと思われる。たとえば、有給休暇を取得した者に対し、「職務を怠つた場合」に該当するとして懲戒処分を下すことは許されない。有給休暇の取得は「職務を怠つた」とはいえないからである。次に、⑤において選択肢に入っていない処分を下すことも、当然認められない。横浜市の職員が収賄など重大な非行を犯した場合であっても、プライベートにおいて、横浜市から向こう20年間の追放を命ずるなどということは禁じられる。できるのは、法律で定められた戒告、減給、停職そして免職の4種類の処分に限られる。これは行政法の基本原則の1つである「法律の留保」とも関係してくる話であり、裏を返せば、法律で認められていない「厳重注意」などはある種の行政指導として、事実上の効果しか有しないのである。

さらに、法文上は⑤として認められている選択肢であったとしても、個別・具体的事情の下で行政府が発令することは許されない場合もある。これが、裁量権の逸脱・濫用という問題である(行政事件訴訟法30条参照)。職

内容見本頁

目次

はしがき

第1章 行政手続の意義

1 行政処分に着目する理由

2 実体規定と手続規定の相違

3 適正手続を遵守することの意義

4 憲法31条と行政手続

第2章 申請に対する処分

1 行政処分に関する前提

2 申請に対する処分と事前手続

3 個人タクシー判決

4 審査基準の機能

5 審査基準の内容的正しさ、「二段構え」の審査、個別事情の考慮

6 審査基準を設定・公表していない瑕疵

7 標準処理期間

8 理由の提示

9 理由の提示の注意ポイント

10 届出

11 申請における「受理」「不受理」

12 申請と届出の挟間で

13 補助金交付の問題

第3章 不利益処分

1 総説

2 処分基準

3 聴聞と弁明の機会の付与

4 理由の提示の趣旨

5 一級建築士免許取消処分事件

6 理由の提示の注意ポイント

7 事案ごとの検討

第4章 行政指導

- 1 行政指導とは
- 2 品川マンション訴訟と武蔵野マンション訴訟
- 3 行政手続法による規律
- 4 自治体法務における工夫
- 5 行政指導が問題となる紛争事例

第5章 意見公募手続（パブリック・コメント）

- 1 行政手続法における制度創設の経緯
- 2 行政手続法の意見公募手続
- 3 自治体法務とパブリック・コメント
- 4 パブリック・コメントへの評価
- 5 パブリック・コメントの瑕疵の効力・争訟との関係

第6章 行政手続の将来

- 1 今後の行政手続法制の展開
- 2 行政立法、行政指導と行政処分の異同
- 3 行政契約と事前手続
- 4 行政計画と事前手続
- 5 事実行為と事前手続

おわりに

• 商品概要

商品名：行政手続と自治体法務—法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する

著：板垣 勝彦

定価：2,860円（本体：2,600円＋税10%）

仕様：A5判・248ページ

発売日：2023年12月21日

ISBN：978-4-474-09377-5

発売元：第一法規株式会社 https://www.daiichihoki.co.jp/?utm_source=prtmes

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000640.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社 販売促進局 販売促進第二部

電話：03-3796-5477 メールアドレス：jichi_info@daiichihoki.com

自治体向け商品案内X: <https://twitter.com/daiichihoki2> (@daiichihoki2)